

令和2年4月1日

公益社団法人労務管理教育センター

「国と密接な関係がある」公益法人への妥当性について

当法人は、平成20年12月31日に施行された改定国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特別な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

<本件連絡先>

電 話 03-6417-4595

FAX 03-6417-9791